

答 申

第 1 審査会の結論

宮城県警察本部長は、本件審査請求の対象となった部分開示決定において、開示しないこととした部分のうち、次の部分を開示すべきである。

- 1 「平成 10 年懲戒処分簿」記載の 1 番及び 2 番、「平成 11 年懲戒処分簿」記載の 1 番並びに「平成 12 年懲戒処分簿」記載の 1 番の事案については、懲戒処分等を受けた警察職員の所属する警察署の名称
- 2 「平成 12 年懲戒処分簿」記載の 2 番の事案については、懲戒処分等を受けた警察職員の所属する警察署の名称及び当該職員の階級
- 3 「平成 12 年懲戒処分簿」記載の 3 番及び 4 番の事案については、懲戒処分等を受けた警察職員の生年月日を除く部分
- 4 「平成 13 年懲戒処分簿」記載の 1 番の事案については、懲戒処分等を受けた警察職員の氏名及び生年月日を除く部分並びに「規律違反の内容」欄のうち被疑者の逃走手段に関する記述の部分
- 5 「平成 13 年懲戒処分簿」記載の 2 番の事案については、懲戒処分等を受けた警察職員の氏名、生年月日及び課名を除く部分

第 2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、情報公開条例（平成 14 年宮城県条例第 60 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、宮城県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成 13 年 4 月 2 日、「警察官の処分」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、平成 10 年から平成 13 年までの各年の「懲戒処分簿」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、実施機関は、本件行政文書のうち、一部を除いて開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 13 年 4 月 16 日、一部について行政文書を開示しない理由を次のとおり付して、審査請求人に通知した。

- イ 条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する。

「本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別さ

れ、若しくは識別され得るもの及び公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがある情報が含まれている。」

ロ 条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当する。

「本件行政文書には、犯罪の予防、捜査等に関する情報が記録されており、これら情報を開示することにより、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。」

3 審査請求人は、平成 13 年 6 月 15 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である宮城県公安委員会に対し、審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述で説明している内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

(1) 既に公表された情報の性格について

非開示とされた部分の多くは、既に報道で公表されたものであり、これらは新聞紙やインターネット上で調べればすぐに分かることである。公表されたことは市民にとって共有の情報であり、非開示にする意味はなく、また、無意味に開示幅を狭めるものである。

(2) 公表されなかった事案について

本件開示請求の内容は、市民が最も信頼できる立場にいないければならない警察職員の不祥事である。この不祥事を公表しなかった警察への反響は大きく、警察への不信感が増大したことは明らかである。

報道で公表されなかった部分についても、本来は報道されるべき事案であったはずであり、その観点からすれば、公表されたものと同列に考えるべきであると言える。情報公開の精神は原則開示であり、公表されなかった部分を非開示としたことは、その精神に反するものである。

- (3) 懲戒処分を受けた警察職員の所属と階級を開示することの意義について
懲戒処分を受けた警察職員の所属と階級部分を非開示としたのは納得が
いかない。非開示理由によると、所属や階級が分かると個人が特定される
とのことだが、警察外部の者が所属と階級だけで個人を特定するのは、常
識的に不可能である。

処分内容と所属、階級は密接な関係があり、所属と階級が違えば処分の
重みも違ってくるはずだ。本件処分ではその重要な部分が欠けており、警
察の自浄能力をチェックできない。これでは本件開示請求をした意味がな
い。

- (4) 勤務中の非違行為等について

勤務中に発生した非違行為を原因としてなされた懲戒処分等の記載は、
警察職員の職務遂行に係る情報であり、条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書
口により、当該職員の氏名等は開示されるべきである。

- (5) 被疑者の逃走手段に係る情報について

拘留中の被疑者逃走に関する情報について、警察は、開示することによ
り逃走手段を模倣するなど逃走を容易にするおそれがあり、公共安全情報
に該当し非開示であると説明している。非開示のため想像の域を越えない
が、2 行程度の逃走方法の説明で、逃走が容易になるとは常識に考えられ
ず、逆に、これほどの説明だけで逃走できてしまうほど警察の護送体制は
脆弱なのかとの疑念すら抱いてしまう。さらに、逃走方法も報道されてい
ることであり、被疑者逃走に関する情報を非開示としたのは、条例第 1 条
に謳われている県民の知る権利の尊重に反する。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述で説明している内容を総
合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 懲戒処分等を受けた警察職員に係る所属、階級、氏名及び生年月日につ
いて

イ 本件行政文書には、懲戒処分及び注意処分等（以下「懲戒処分等」と
いう。）の種類、懲戒処分等の原因となった非違行為、懲戒処分等の年
月日並びに懲戒処分等を受けた警察職員（以下「被処分者」という。）
の所属、階級、氏名及び生年月日が記載されている。

これらの情報のうち、本件行政文書記載の被処分者に関する所属、階

級，氏名，生年月日は，警察職員の人事管理上作成，管理されるものとして職務遂行情報には該当せず，警察職員の身分取扱いに係る個人情報であるとされているため，当該職員の職，氏名は条例第8条第1項第2号ただし書口には該当しない。

したがって，これらの情報が開示されることにより，懲戒処分等の原因となった非違行為の関係者や当該行為の発生場所の近隣居住者等には容易に被処分者を識別することが可能となる。このため，被処分者に係る所属，階級，氏名及び生年月日については，特定の個人を識別することができる情報であるから，条例第8条第1項第2号に該当するものとして非開示にしたものである。

このような懲戒処分簿記載の被処分者に係る情報は，職務上の案件であるか私行上の案件であるかを問わず，非開示とされるべきである。

なお，懲戒処分等のあった年月日，懲戒処分等の種類，警察本部又は警察署の別，年齢については，公開しても特定の個人を識別し得ない情報であることから，開示している。

□ 過去に非違行為が発生した時点又は懲戒処分等が行われた時点において，氏名，所属，階級等を警察本部が報道機関に公表しているものについても，開示決定時において頻繁に報道されている等の事情のない限り，個人が特定される情報として非開示とした。これは，非違行為が発生した時点又は懲戒処分等が行われた時点において，公益的な観点から，所属，階級，氏名，年齢等個人が特定される情報を公表したとしても，懲戒処分等を受けた警察職員の身分取扱い上の処遇に関する情報は，個人の資質，名誉に係わる当該職員固有の情報というべきであって，本人としては一般にこれを他人に知られたくないと望み，そう望むことが正当であるものと認められるものであることから，非違行為発生後相当の期間が経過し，懲戒処分等も行われた後は，一般に，その秘匿が法的保護の対象となるものと解されることによるものである。

また，情報が報道等により流過程に置かれることと行政機関により公開されることとは，性質が異なるものである。

八 本件において問題とされている情報は，被処分者にとって極めて不名誉な事柄である懲戒処分等に関する情報であり，このような情報を過去に報道された情報であることを理由に開示されることになれば，個人にとって不名誉な非違行為が再び掘り起こされることになり，新たに個人

のプライバシーを侵害することにもなりかねない。この場合、落ち着いた生活を取り戻して働いている被処分者にとって、平穏な生活が立ち至らなくなってしまい、社会生活にも支障が生じるおそれがある。

二 被処分者の所属と階級が開示されることになると、既が開示されている情報や、一般人が通常知り得る他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別されるおそれがある。

(2) 第三者の居住地について

本件行政文書のうち、「規律違反内容」欄に記録されている被処分者との関わりがあった第三者の居住地については、特定の個人を識別できる情報であるから、条例第8条第1項第2号に該当するものとして非開示にしたものである。

(3) 被疑者の逃走手段について

本件行政文書のうち、「規律違反内容」欄に記録されている拘留中の被疑者の逃走に関する情報は、当該被疑者の護送中における具体的な逃走手段に関するものであり、開示することにより、当該手段等を模倣するなど逃走を容易にするおそれがあり、公共安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められることから、条例第8条第1項第4号に該当するものとして非開示にしたものである。

また、被疑者の逃走手段は、警察本部が既に報道機関に公表した情報ではあるが、時の経過により開示請求の時点では公にされているとは認められない場合もあり得ることから、当該情報は公知の事実として普遍性を持つものではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実に促進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈、運用されなければならない。

審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は、宮城県警察本部職員の非違行為を原因とした懲戒処分等について記載された平成10年から平成13年までの各年の懲戒処分簿であり、その内容は以下のとおりである。

- (1) 各年の通し番号
- (2) 懲戒処分等のなされた年月日及びその種類
- (3) 被処分者に係る情報
 - イ 被処分者の所属（「警察本部」又は警察署の名称）、警察署における職名
 - ロ 被処分者の所属する室又は部及び課（以下「課」という。）の名称並びに当該課における職名
 - ハ 被処分者の階級、氏名、生年月日及び年齢
- (4) 規律違反の内容

これらの情報のうち、本件処分により開示しないこととされた情報（以下「本件非開示情報」という。）は、(3)イの情報のうち被処分者の所属する警察署の名称、警察署における職名、(3)ロの情報、(3)ハの情報のうち被処分者の階級、氏名、生年月日、(4)に記録されている被処分者以外の第三者の居住地、被疑者の逃走手段である。

なお、本件行政文書には、9件の事例が記録されており、審査会が実施機関から聴取したところによれば、そのうち5件については報道機関に情報を公表した事実がある。

3 条例第8条第1項第2号の該当性について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」に該当する情報が記載されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されて

いる第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、さらに条例第3条第1項後段により、実施機関には、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることが義務付けられ、その保護の徹底を図っている。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報のなかにも、例外的に保護する必要がない情報があるため、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名、及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

実施機関は、本件非開示情報のうち、被処分者の所属する警察署の名称、警察署における職名、被処分者の所属する課の名称及び当該課における職名、被処分者の階級、氏名、生年月日といった被処分者に関する情報及び第三者に関する情報が条例第8条第1項第2号に該当すると主張しているので、以下この点について検討する。

(1) 本件行政文書に記載された被処分者に関する情報について

一般に、人事管理上作成される公務員の懲戒処分等に関する行政文書に記録されている当該懲戒処分等を受けた者の氏名等は、公務に関連する情報ではあるが、個人の資質、名誉に係る当該公務員固有の情報というべきものであって、本人としては、一般にこれを他人に知られたくないと望み、そう望むことが正当であると認められる。

したがって、本件行政文書に記録された被処分者に関する情報は、警察職員の身分取扱いに係る情報として、条例第8条第1項第2号本文の「個人に関する情報」に該当するものと認められる。

なお、懲戒処分等の原因となった警察職員の非違行為が当該職員の職務遂行上の過程において行われたものである場合、確かにその行為自体は職務遂行行為であるが、その行為が懲戒処分簿に警察職員の懲戒処分等の原

因として記載されているときは当該懲戒処分等を受けた警察職員にとっては身分取扱いに係る情報そのものであり、氏名等当該非違行為をした特定個人が明らかになる情報は、条例第8条第1項第2号本文の「個人に関する情報」に該当し、同号ただし書口には該当しないものと認められる。

(2) 警察本部により公表されなかった事案に係る本件非開示情報の条例第8条第1項第2号本文該当性について

(1)で検討したとおり、被処分者に関する情報については、個人に関する情報に該当することが認められるが、このことを前提に、当該被処分者に関する情報が、単独で、又は既に開示されている被処分者の所属する警察本部若しくは警察署の別と年齢との組み合わせにより、「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当するかどうかについて、以下検討する。

イ 氏名，生年月日

被処分者の氏名は、他の情報と組み合わせるまでもなく、単独で「特定の個人が識別される情報」に該当することから、非開示とすることが適当と認められる。

また、被処分者の生年月日は、それ自体が保護に値する個人情報と考えられることから、非開示とすることが適当と認められる。

ロ 警察署の名称

本件開示決定においては、被処分者の所属先である警察本部又は警察署の別については開示されているが、警察署の名称は非開示とされている。

実施機関の説明によると、平成14年4月1日時点で、本県には25の警察署があることが認められる。

このような被処分者の所属する警察署の名称は、それだけでは個人を特定するには至らないこと及び公開することにより個人の権利利益が害されるおそれのある情報とは認められないことについては明らかであるが、既に開示されている被処分者の年齢との組み合わせにより個人を特定し得るかどうか問題となる。

この点につき、警察署の名称と年齢との組み合わせだけで特定の個人を識別することは、非違行為の関係者、警察関係者、当該警察署との業

務上の関係者等被処分者と直接面識を持っている者であれば格別，一般の地域住民にとっては相当程度困難であるものと考えられる。

また，このような情報の組み合わせの観点に加えて，警察は，その責務として公共の安全と秩序を維持する上で，地域社会と密接な関係があり，それゆえに非違行為がどこの警察署において発生したのかという情報を公開することは，地域社会に対する警察の説明責任の一つであると言える。

以上の点から，被処分者の所属する警察署の名称は，条例第8条第1項第2号本文に該当するものとは言えず，これを開示することが適当と認められる。

なお，警察職員の数が少ない警察署にあつては，警察署の名称を開示すると年齢との照合により特定の個人が識別され得るおそれがあるが，本件非開示情報においては，警察署の名称が明らかになると特定の個人が識別され得るおそれがある程度に小規模であると認められる警察署はなかったものと認められる。

八 警察署における職名，警察本部又は警察署の課の名称，課における職名，階級

被処分者の警察署における職名，被処分者が所属する警察本部又は警察署の課の名称並びに職名及び階級は，公開することにより，既に開示されている年齢及び前記口により開示することが適当と認められる警察署の名称との組み合わせで特定の個人が識別される蓋然性が高いことから，条例第8条第1項第2号本文に該当するものとして，非開示とすることが適当と認められる。

以上検討したとおり，警察本部により公表されなかった事案については，本件非開示情報のうち，警察署の名称を開示することが適当と認められる。

なお，警察本部により公表されなかった事案であっても，審査会は，当該事案が，故意又は重大な過失によるもので社会的な影響が大きいと認められる場合など，当該事案の内容や公表されている事案とのバランス等を考慮して，当該公表されなかった事案を一定の範囲で開示することが適当と判断することもあり得る。

(3) 警察本部により公表された事案について

イ 公表された情報の性格と情報公開について

前述したとおり、本件行政文書には、警察本部が、非違行為が発生した時点又は懲戒処分等が行われた時点において、氏名、所属及び階級等を報道機関に自ら公表している事案が5件あることが認められる。

このような公表に当たっては、実施機関は、警察本部として明確な公表基準を特に定めてはいないが、平成13年1月12日付け警察庁丙人発第2号「『懲戒処分の発表の指針』の制定について」により警察庁長官官房長から通達があるまでは、過去の公表事例等に照らして判断し、当該通達があった以降は、それを指針として判断している旨を説明している。

警察本部が自ら公表したこれら5件の事案について、実施機関は、一度公表されたものであっても、それが開示決定時において頻繁に報道されている等の事情のない限り、個人が特定される情報として非開示とするべきである旨を主張しているため、以下検討する。

非違行為又は懲戒処分等に係る公表については、警察本部は依拠すべき明文の公表基準を定めていないものの、過去の公表事例等や警察庁の通達による発表の指針など、何らかの統一的な公表基準に照らして判断しているものと認められるところ、このような基準により非違行為又は懲戒処分等が一定の要件を満たして公表されている場合、警察本部により公表された情報は、少なくとも、条例第8条第1項第2号ただし書イに規定する「慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」に該当するものと言うことができ、このような場合は、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまるものと認められ、原則として、既に公表されている情報を限度に開示されることもやむを得ないものと認められる。

したがって、警察本部により公表された事案に係る本件非開示情報については、職員の身分取扱いに係る情報として個人情報に該当するものではあるが、少なくとも慣行として公開が予定されている情報として、条例第8条第1項第2号ただし書イに該当するものとして、本件非開示情報を開示することが適当と認められる。

ロ 被処分者のプライバシーの保護について

警察本部により公表された事案については、原則として、当該公表さ

れた情報を限度に開示することが適当であるとしても、その状態がいつまでも続いた場合、時の経過により、被処分者のいわゆるプライバシーを保護する利益が、知る権利に基づく公開の要請に優先して考慮されるべき余地が生じてくるものと認められる。例えば、懲戒免職の処分を受けた者や懲戒処分等を契機に自ら辞職した者は、既に警察職員としての地位を離れて第二の人生を歩んでおり、また、刑事裁判を経て刑に服し、更生の道を歩んでいる者もあり、被処分者の個人情報についていつまでも開示の対象とするのは本人にとって酷であると推察される。

そもそも、個人情報であっても警察本部により公表された範囲で開示することが適当としたのは、警察本部の統一的基準により公表されている場合は、少なくとも慣行として公開することが予定されている情報に該当し、公開することにより個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとしても、受忍すべき範囲内にとどまるものと認められることによるものである。しかしながら、受忍すべき期間には一定の時的限界があるものと認められ、社会通念に照らし、懲戒処分等がなされてから1年間程度は、警察本部が人事管理の一環としての説明責任を負うものと思料されるところであり、その限度で被処分者の個人情報が開示されることもやむを得ないものと認められる。

また、懲戒処分等がなされた日から1年を経過した後においても、非違行為を理由に刑事事件となり、当該事件に係る裁判の手續が進行している場合は、公開の裁判において氏名等が明らかになっていることから、当該裁判の判決が確定するまでは警察本部の公表の範囲で開示されることもやむを得ないものと認められる。

このことから、条例第4条の規定による開示請求（以下「開示請求」という。）に対し、懲戒処分等がなされてから1年を経過するまで、又は、1年を経過しても当該懲戒処分等の原因となった非違行為に係る刑事裁判の手續が進行しているなどの事情がある場合は当該裁判の判決が確定するまでは、条例第8条第1項第2号ただし書イの規定により、原則として、公表された情報の範囲内で開示することとし、それ以降に開示請求があった場合は、もはや、慣行として公開が予定されている情報とまでは言えず、警察本部により公表された事案についても、公表されなかった事案と同様に、本件非開示情報のうち警察署の名称について開示することとするのが適当と認められる。

(4) 各事案の検討について

イ 公表されなかった事案

前述したとおり，仮に警察本部により公表されなかった事案であっても，なお，当該事案が，故意又は重大な過失によるもので社会的な影響が大きいと認められる場合など，公表されている事案と同程度に慣行として公開することが予定されている情報に該当するものとみなすことができる場合は，審査会は，当該公表されなかった事案を一定の範囲で開示することが適当との判断をすることもあり得る。

そこで，警察本部により公表されなかった4件の事案について，以下検討する。

(イ) 「平成10年懲戒処分簿」記載の1番の事案

この事案は，所定の釈放手続の誤認により，保釈保証金の納付後，検察官の釈放指揮書によらず保釈許可決定書により被告人を釈放したものであるが，これは故意又は重大な過失によるもので社会的な影響が大きいとまでは認められない。

(ロ) 「平成10年懲戒処分簿」記載の2番の事案

この事案は，警察職員の私生活上の行為に関するものであり，内容的にも故意又は重大な過失によるもので社会的な影響が大きいとまでは認められない。

(ハ) 「平成12年懲戒処分簿」記載の1番の事案

この事案は，被害届に被害者が自ら押印すべきところ，警察職員の忘失により押印洩れがあったため，当該職員の指印により書類を作成したものであるが，これは少なくとも当該職員の故意が介在しており，警察の社会的評価を失墜するなど社会的影響が大きいものと認められる。

(ニ) 「平成12年懲戒処分簿」記載の2番の事案

この事案は，警察職員が捜査活動の起点となる告発書を誤って廃棄し，捜査に遅延を生じさせたものであるが，これは重大な過失によるもので社会的な影響が大きいものと認められる。

以上検討したとおり，(イ)及び(ロ)の事案については，事案の内容が故

意又は重大な過失によるもので社会的な影響が大きいとまでは認められないことから、公表されなかったとしてもやむを得ないものと認められる。したがって、これらの2件については、前記(2)で検討したとおり、本件非開示情報のうち、警察署の名称を開示することが適当と認められる。

一方、(ハ)及び(ニ)の事案については、事案の内容が故意又は重大な過失によるもので社会的な影響が大きいものと認められることから、公表されている事案と同程度に「慣行として公開することが予定されている情報」に該当するものとみなすことができる。

この「慣行として公開することが予定されている情報」については、どのような階級の警察職員がどのような非違行為を起こし、それに対してどのような内容の懲戒処分等がなされたのかが重要な社会的関心であるものと認められ、このことからすると、被処分者の階級については、公開することが予定されている情報とみなすことができる。また、公表された5件の事案とのバランスからも被処分者の階級を開示することが適当と認められる。

しかしながら、前記(3)の口で検討したとおり、懲戒処分等がなされてから1年を経過するまで（1年を経過しても刑事裁判手続が進行しているなどの事情がある場合は、当該裁判の判決が確定するまで）に開示請求があった場合は、公表された情報の範囲内で開示することとし、それ以降に開示請求があった場合は、警察本部により公表された事案についても、公表されなかった事案と同様に開示することとするのが適当と認められる。

このような観点からすると、(ハ)の事案については、本件開示請求があった平成13年4月2日の時点においては懲戒処分等がなされてから既に1年を経過しており、懲戒処分等がなされてから1年を経過しても刑事裁判の手続が進行しているなどの事情もなかったものと認められることから、本件非開示情報のうち警察署の名称を除く部分について非開示とすることが適当と認められる。なお、警察署の名称については、既に(2)の口で述べたとおり開示することが適当である。

一方、(ニ)の事案については本件開示請求時点においては、懲戒処分等がなされてから1年を経過していないことから、条例第8条第1項第2号ただし書イの規定により、本件非開示情報のうち警察署の名称及び被処分者の階級について開示することが適当と認められる。

ロ 公表された事案

前述したとおり、警察本部により報道機関に公表された事案においては、原則として公表された範囲において本件非開示情報を開示することが適当と認められるが、事案によって警察本部が公表した範囲が異なるので、それぞれの事案において開示されるべきと考えられる範囲について個別に検討する。

なお、これらのすべての事案については、被処分者の生年月日が公表されていないが、生年月日は、それ自体が保護に値する個人情報と考えられることから、非開示とすることが妥当である。

(イ) 「平成 11 年懲戒処分簿」記載の 1 番の事案

この事案については、本件非開示情報のうち、警察署の名称、階級、被処分者の氏名が公表されているが、所属する課名は公表されていない。しかし、そもそも、他の情報との照合により「特定の個人を識別し得る」ことを回避するために課名を非開示にしていることからすると、氏名が公表されている場合は、もはや課名を非開示とする実質的な意味を見出すことができないことから、公表されている情報のほか、課名についても開示することが適当と認められる。

しかしながら、この事案については、本件開示請求があった平成 13 年 4 月 2 日の時点においては、懲戒処分等がなされてから既に 1 年を経過しており、平成 11 年 11 月 28 日に略式命令がなされていることが確認されていることから、本件非開示情報のうち警察署の名称を除く部分については非開示とすることが適当と認められる。なお、警察署の名称については既に(2)のロで述べたとおり開示することが適当である。

(ロ) 「平成 12 年懲戒処分簿」記載の 3 番及び 4 番の事案

これらの事案については、警察本部により、非違行為が発生した時点と懲戒処分等が行われた時点とにおいて公表されている。このような場合は、公表内容を総体的にとらえて公表された情報とみなすことが適当である。

これを前提に検討すると、本件非開示情報のうち被処分者の生年月日を除く課名、階級・職名、被処分者の氏名が公表されていることから、条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書イの規定により、公表された情

報の範囲で開示することが適当と認められる。

(ハ) 「平成 13 年懲戒処分簿」記載の 1 番及び 2 番の事案

これらの事案については、本件非開示情報のうち警察署の署名、警察署における職名、課名、課における職名、階級が公表されており、被処分者の氏名(2 番の事案にあつては課名を含む。)が公表されていないが、実施機関は、公表に当たって、平成 13 年 1 月 12 日付け「懲戒処分の発表の指針」に沿って、懲戒処分等の原因となった非違行為の態様等を勘案して公表の範囲を判断したものである旨を説明している。

この点について検討すると、氏名等が公表されなかった場合でも、なお非違行為の態様や社会的な影響の大きさによっては被処分者の氏名まで慣行として公開されることが予定されているものとみなされる場合もあり得るが、当該 2 件の事案については、被処分者の氏名等について慣行として公開されることが予定されているものとみなされるとまでは言えないことから、条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書イの規定により、本件非開示情報のうち公表された情報の範囲で開示することが適当と認められる。

なお、これら(ロ)及び(ハ)の事案は、本件開示請求があつた平成 13 年 4 月 2 日の時点において懲戒処分等がなされてから 1 年を経過していないことから、公表された情報の範囲で開示することが適当と認められる。

(5) 被処分者以外の第三者の情報について

本件行政文書のうち、「規律違反内容」欄には、被処分者と関わりがあつた第三者の居住地が記録されているが、これは、実施機関が判断しているとおり、特定の個人が識別され得る情報であるから、条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当するものと認められる。

4 条例第 8 条第 1 項第 4 号の該当性について

条例第 8 条第 1 項第 4 号は、「公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」が記録されてある行政文書については、実施機関は、行政文書の開示をしないことができる」と規定している。

同号は、県が、公共の安全と秩序を維持し、県民の安全を確保する基本的な責務を有しているので、公開することにより、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれのある情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

実施機関は、本件非開示情報のうち、被疑者の逃走手段が条例第8条第1項第4号に該当すると主張しているので、以下、この点について検討する。

拘留中の被疑者の逃走に関する情報は、拘留中の被疑者の護送過程における被疑者の具体的な逃走手段であり、実施機関が主張するとおり、公開することにより、当該手段等を模倣するなど逃走を容易にするおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあると認められる。

しかしながら、被疑者の逃走に関する情報は、審査会がインカメラ審理した結果、警察本部が自ら平成13年1月16日の「お知らせ」において公表している内容とほぼ同一のものであったことが認められる。

これに対し、実施機関は、過去に報道機関に公表された情報であっても、時の経過により開示請求の時点では公にされているとは認められない場合もあり得ることから、当該情報は公知の事実として普遍性を持つものではない旨を主張する。

この点について検討すると、前記3(3)口で判断したとおり、被処分者個人の情報については、既に公表されたものであっても時の経過によりプライバシーの保護に配慮する余地が生じるものと認められるものの、被疑者の逃走手段に関する情報にみられる警察の被疑者管理上のノウハウに係る情報については、警察本部が自ら公表している以上、公開することにより、実施機関が懸念するような逃走手段等の模倣による逃走を容易にするなど公共の安全と秩序の維持に、新たに支障が生じるものとは認められない。

したがって、被疑者の逃走手段に関する情報については、条例第8条第1項第4号に該当するとは認められない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が、本件非開示情報のうち、「平成10年懲戒処分簿」記載の1番及び2番、「平成11年懲戒処分簿」記載の1番並びに「平成12年懲戒処分簿」記載の1番の事案については警察署の名称を条例第8条第1項第2号に該当するとして開示しないと決定したこと、「平成12年懲

戒処分簿」記載の 2 番の事案については、警察署の名称及び被処分者の階級を同号に該当するとして開示しないと決定したこと、「平成 12 年懲戒処分簿」記載の 3 番及び 4 番の事案については、生年月日を除く部分を同号に該当するとして開示しないと決定したこと、「平成 13 年懲戒処分簿」記載の 1 番の事案については、被処分者の氏名及び生年月日を除く部分を同号に該当するとして開示しないと決定したこと、並びに被疑者逃走手段に関する記述を条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当するとして開示しないと決定したこと、

「平成 13 年懲戒処分簿」記載の 2 番の事案については、被処分者の氏名、生年月日及び課名を除く部分を条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして開示しないと決定したことは妥当ではない。

ただし、実施機関が、本件非開示情報のうち、その余の情報について、条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして開示しないこととしたことは妥当である（別紙 1 の「審査会の判断」欄参照）。

第 6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙 2 のとおりである。

別紙 1 本件非開示情報と審査会の判断

懲戒処分簿の所属年 と事案番号等	本件非開示情報	審査会の 判断	摘 要
平成 10 年 1 番 (非公表)	警察署の名称	開 示	○条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当せず。
	警察署における職名	非開示	○警察本部により公表されていない事案で、内容的にも公表されているものと同程度のものとは認められないことから、非開示。(条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当)
	課名	非開示	
	課における職名	非開示	
	階級	非開示	
	氏名	非開示	
	生年月日	非開示	
平成 10 年 2 番 (非公表)	警察署の名称	開 示	○条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当せず。
	警察署における職名	非開示	○警察本部により公表されていない事案で、内容的にも公表されているものと同程度のものとは認められないことから、非開示。(条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当)
	課名	非開示	
	課における職名	非開示	
	階級	非開示	
	氏名	非開示	
	生年月日	非開示	
	第三者の居住地	非開示	○条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当。
平成 11 年 1 番 (公表)	警察署の名称	開 示	○条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当せず。
	警察署における職名	非開示	○警察本部により公表された事案のため、原則その範囲で開示されるべきだが、開示請求の時点で、懲戒処分等の後、1 年を経過しているため、プライバシーに配慮し非開示。(条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当)
	課名	非開示	
	課における職名	非開示	
	階級	非開示	
	氏名	非開示	
	生年月日	非開示	
平成 12 年 1 番 (非公表)	警察署の名称	開 示	○条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当せず。
	警察署における職名	非開示	○警察本部により公表されていない事案で、「階級」は公表されている事案と同程度に「慣行として公開が予定されている情報」とみなし得るが、開示請求の時点で、懲戒処分等の後、1 年を経過しているため、プライバシーに配慮し非開示。(条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当)
	課名	非開示	
	課における職名	非開示	
	階級	非開示	
	氏名	非開示	
	生年月日	非開示	

懲戒処分簿の所属年 と事案番号等	本件非開示情報	審査会の 判断	摘 要
平成 12 年 2 番 (非公表)	警察署の名称	開 示	○条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当せず。 ○警察本部により公表されていない事案だが、「階級」は公表されている事案と同程度に「慣行として公開が予定されている情報」とみなすことができ、また、開示請求の時点で、懲戒処分等の後、1 年を経過していないため開示。(条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書イに該当)
	警察署における職名	非開示	
	課名	非開示	
	課における職名	非開示	
	階級	開 示	
	氏名	非開示	
生年月日	非開示		
平成 12 年 3 番 (公表)	課名	開 示	○警察本部により公表された事案で、また、開示請求の時点で、懲戒処分等の後、1 年を経過していないため、公表された範囲で開示。(条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書イに該当)
	階級	開 示	
	氏名	開 示	
	生年月日	非開示	
平成 12 年 4 番 (公表)	課名	開 示	○警察本部により公表された事案で、また、開示請求の時点で、懲戒処分等の後、1 年を経過していないため、公表された範囲で開示。(条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書イに該当)
	課における職名	開 示	
	氏名	開 示	
	生年月日	非開示	
平成 13 年 1 番 (公表)	警察署の名称	開 示	○条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当せず。 ○警察本部により公表された事案で、また、開示請求の時点で、懲戒処分等の後、1 年を経過していないため、公表された範囲で開示。(条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書イに該当)
	警察署における職名	開 示	
	課名	開 示	
	課における職名	開 示	
	階級	開 示	
	氏名	非開示	
	生年月日	非開示	
被疑者逃走手段	開 示	○条例第 8 条第 1 項第 4 号に該当せず。	
平成 13 年 2 番 (公表)	警察署の名称	開 示	○条例第 8 条第 1 項第 2 号本文に該当せず。 ○警察本部により公表された事案で、また、開示請求の時点で、懲戒処分等の後、1 年を経過していないため、公表された範囲で開示。(条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書イに該当)
	課名	非開示	
	階級	開 示	
	氏名	非開示	
生年月日	非開示		

別紙 2 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
13 . 7 . 24	○ 諮問を受けた。(諮問第96号)
13 . 8 . 31	○ 審査請求人から意見書を受理した。
14 . 1 . 9 (第158回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 2 . 15 (第160回審査会)	○ 審査請求人から意見等を聴取した。
14 . 4 . 22 (第163回審査会)	○ 実施機関から非開示理由等を聴取した。
14 . 5 . 7 (第164回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 6 . 3 (第165回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 6 . 25 (第166回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 7 . 8 (第167回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 7 . 22 (第168回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 8 . 22 (第169回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 9 . 11 (第170回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 9 . 26 (第171回審査会)	○ 事案の審議を行った。
14 . 11 . 11 (第172回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参 考)

宮城県情報公開審査会委員名簿(五十音順)

氏 名	現 職	備 考
犬飼 健郎	弁護士	会長
遠藤香枝子	主婦	
岡本 勝	東北大学大学院法学研究科教授	会長職務代理者
佐々木健次	弁護士	
本岡 愛実	宮城教育大学教育学部助教授	

(平成 14 年 11 月 29 日現在)